

# 秋田市耐震改修促進計画

[平成19年度～平成32年度]

平成19年12月策定

秋田市都市整備部建築指導課

## ◆目 次◆

1. 計画の概要	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置付け	2
(4) 対象建築物	3
2. 秋田市で想定される地震の規模および被害の状況	8
(1) 想定される地震の規模	9
(2) 想定される被害の状況	9
(3) 地震災害に対する積雪の影響	11
3. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	15
(1) 住宅の耐震化の現状と目標	15
(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標	17
(3) 公共建築物の耐震化の現状と目標	21
(4) 耐震化に向けての課題	22
4. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	24
(1) 耐震化促進に係る基本的な取組方針	24
(2) 耐震化促進に向けた各主体の役割	24
(3) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	25
(4) 重点的に耐震化すべき区域の設定	26
(5) 民間建築物の耐震化の促進を図るための支援策	27
(6) 公共建築物の耐震化の促進	32
5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及	33
(1) 地震防災マップの作成・公表	33
(2) 相談体制の整備および情報提供の充実	34
(3) 産・学・官の連携による耐震改修の推進	35
(4) 耐震診断および耐震改修の技術者講習会の開催	41
(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	41
(6) 家具等の転倒防止策の推進	42
(7) 町内会等との連携策・取組支援策	43
6. 耐震改修促進法および建築基準法による指導方針	44
(1) 耐震改修促進法による指導等の実施	44
(2) 耐震改修促進法による指導等の実施方法	44
(3) 耐震改修促進法による公表	44
(4) 建築基準法による勧告・是正命令	45
(5) 危険なブロック塀等の対策	45
(6) 建築物の非構造部材等の落下物対策	46
(7) 建築基準法による定期報告の活用	46
7. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	47
(1) 耐震改修促進協議会の設置	47
(2) 庁内連絡会議の設置	47
(3) その他	47

## 1. 計画の概要

### (1) 計画の背景

平成7年1月17日の未明に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人も尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割にあたる4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

特に、昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法」（以下「新耐震」という。）以前に建築された建築物に大きな被害があったことから、国民の生命、身体および財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

最近では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月の東日本大震災など大規模な地震が全国各地で頻発し、多くの被害が発生しています。我が国において、大規模な地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況になっており、住宅・建築物の耐震化が最も重要な課題であり、緊急かつ最優先に取り組むべきものとなっています。

国においては、平成18年から10年後（平成27年）に、死者数および経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅および多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の耐震化を、平成15年の75%から90%にすることを目標に、耐震改修促進法を改正し、平成18年1月26日より施行されました。これを受けて、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定しています。

本市では、全県で死者104名の被害をもたらした昭和58年5月の日本海中部地震以来、大きな地震災害は発生していませんが、秋田県沖ではこれまで大きな地震が発生していない「地震の空白域」が指摘されています。そこで、本市において、先述の背景と国の基本方針および県促進計画を踏まえ、「秋田市耐震改修促進計画」を策定することとしました。



— 忘れまい悲劇の教訓 —



## (2) 計画の目的

本市では、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人的被害および物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保し、既存建築物等の耐震改修等を計画的に促進するため、耐震改修促進法第6条に基づく「秋田市耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）を定めます。

なお、市促進計画の計画期間は、平成19年から平成32年度までの14年間とします。期間は以下のとおりです。

○平成19年度から平成27年度（前期計画）

○平成28年度から平成32年度（後期計画）

計画書は、前期までの進捗状況および効果を検証し、計画期間等計画の見直しを行ったものです。

## (3) 計画の位置付け

「市促進計画」は、国の基本方針に基づいて策定された「県促進計画」（第1期：平成19年3月、第2期：平成28年3月）を勘案し、策定しています。

また、本市がめざすべき将来都市像の指針である「新・県都『あきた』成長プラン」（第13次秋田市総合計画。平成28年3月）に基づくとともに、「秋田市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。昭和39年11月作成。平成26年3月修正）や「秋田市住生活基本計画」（平成28年3月改定）等の基本施策との整合を図りつつ定めるものです。

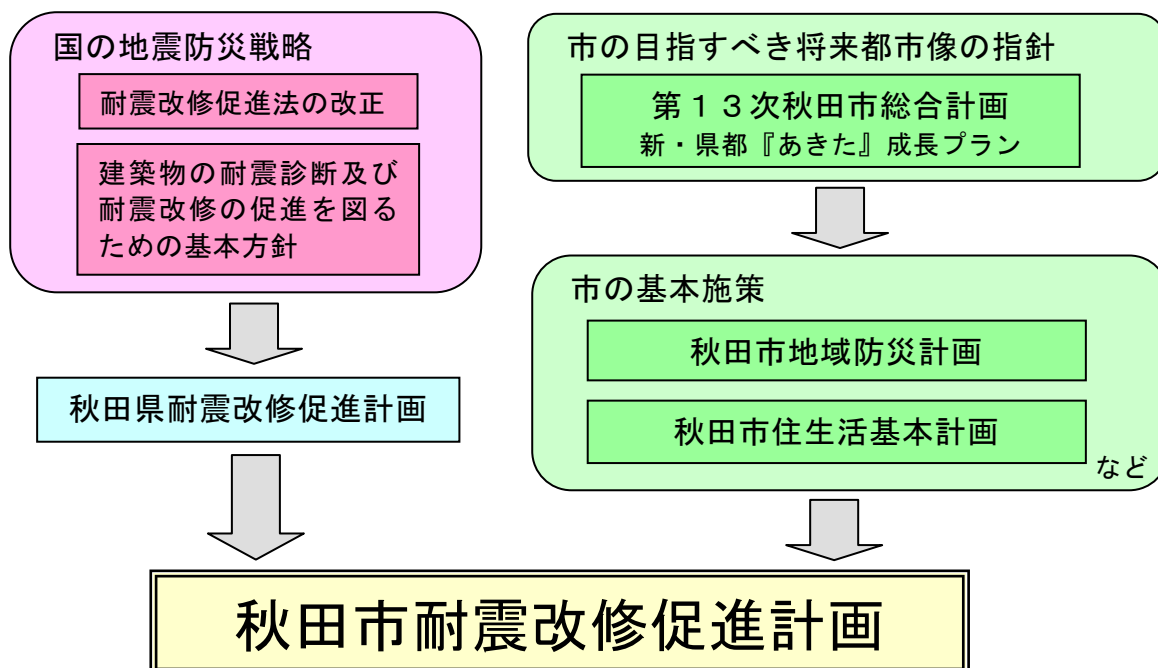


図1-1 秋田市耐震改修促進計画の位置付け

#### (4) 対象建築物

本計画の対象となる建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された以下に示す「住宅」「特定建築物」「市所有建築物」とします。

表1-1 秋田市建築物耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	備 考
住 宅	戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅など。
特定建築物	耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物
法第14条第1号	<p>◆<u>多数の者が利用する建築物</u></p> <p>学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの</p> <p>⇒表1-2「特定既存耐震不適格建築物一覧表（法第14条関連）」参照</p>
法第14条第2号	<p>◆<u>危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</u></p> <p>一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場</p> <p>⇒表1-3「特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧」参照</p>
法第14条第3号	<p>◆<u>地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物</u></p> <p>耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき県促進計画において「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定された緊急輸送道路の沿道で、円滑な避難を困難とするおそれがある建築物</p> <p>⇒P7「(イ)地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模」参照</p>
市所有建築物	本市の所有する学校、公営住宅、庁舎などの建築物

なお、平成25年11月に改正された耐震改修促進法第16条では、「一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等」として、特定建築物以外の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の実施に関する努力義務規定が新設されました。

本市では、この法改正の趣旨を尊重し、表1-1以外の建築物に対しても、本計画で示した施策等を必要に応じて適用します。

①多数の者が利用する建築物（特定建築物の規模要件）

耐震改修促進法において、耐震診断・耐震改修の実施について努力義務が課せられている特定建築物は、下表に示す用途や規模要件に該当する建築物です。

なお、このうち一定規模以上のものについては、必要な耐震診断および耐震改修が行われていない場合、指示の対象となります。多数の者が利用する建築物は、法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物に該当します。

表1-2 特定建築物一覧表(法第14条関連)

法	耐震改修促進法での用途区分	特定既存耐震不適格建築物の規模要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件(第15条第2項)	耐震診断義務化の対象建築物の要件(附則第3条第1項 要緊急安全確認大規模建築物 他)(義務化対象は旧耐震建築物)	
第14条第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		幼稚園、保育所			
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(※P5参照)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	
第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県又は市町村耐震改修促進計画で指定された道路に接する建築物(※P7参照)	全ての建築物		※	

※法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に基づき指定された要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)は、県内にありません。(平成28年3月現在)

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類および数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりです。

表1-3 特定建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④ マッチ	300 マッチトン ※)
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2 万 m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200 個、約 120kg。

### ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

#### (ア) 地震発生時に通行を確保すべき道路

##### a 緊急輸送道路

建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難および避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。そのため、秋田県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）および市防災計画で指定する、災害時における緊急輸送を確保するための道路（以下「緊急輸送道路」という。）が、地震時に通行を確保すべき道路として、県促進計画の中で指定されています。

なお、上記路線が県促進計画で指定されていることから、本計画では改めて耐震改修促進法第6条第3項に基づく「地震発生時に通行を確保すべき道路」としては指定しません。

※県促進計画では、県防災計画および市防災計画で指定する第一次緊急輸送道路（以下「第一次緊急輸送道路」という。）について、災害時に拠点となる県庁、市役所、秋田駅、秋田港、秋田空港（以下「第一次指定拠点」という。）を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救急物資の輸送等の観点から、特に重要な緊急輸送道路として位置付けています。

表1-4 緊急輸送道路の分類

第一次緊急輸送道路	1 高速自動車国道
	2 県庁を中心として第一次指定拠点まで連絡する道路
	3 隣接県境通過路線
第二次緊急輸送道路	1 県庁を中心として第二次指定拠点まで連絡する道路
	2 隣接県境通過路線
	3 代替ネットワーク路線
第三次緊急輸送道路	1 県庁を中心として第三次指定拠点まで連絡する道路

##### b 緊急対応道路

緊急輸送道路から県防災計画で指定する防災拠点（屋内・屋外）、市防災計画で指定する避難施設（屋内）および避難場所（屋外）に通じる有効な避難路は、緊急対応道路として、市促進計画の中で位置付けます。



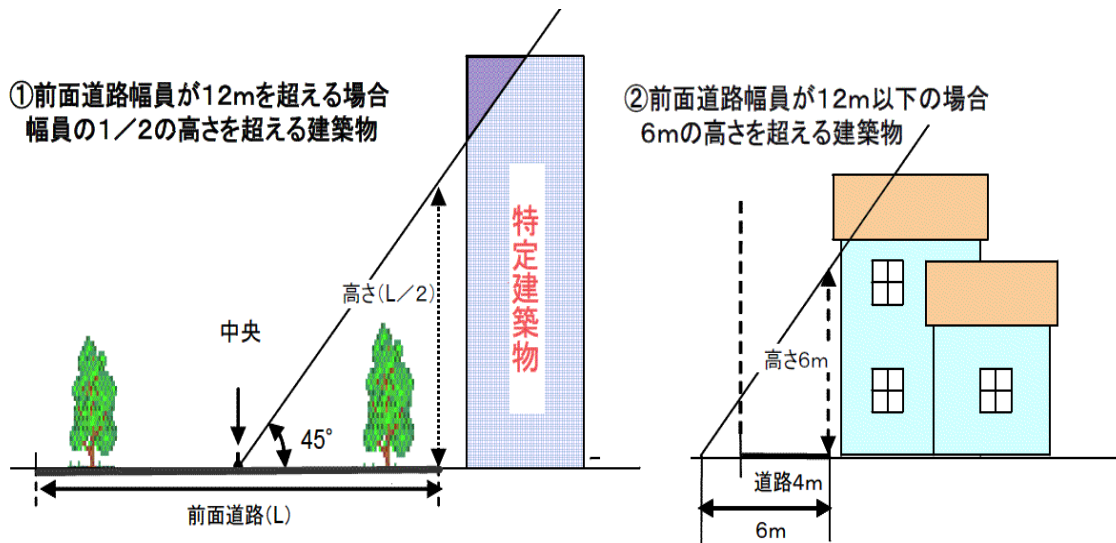


—平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の道路閉塞状況（秋田市職員撮影）—

(イ) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の、そのいずれかの部分の高さが、当該道路から前面道路の境界線までの水平距離に、以下に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物とします。

図1-2 前面道路の幅員に対し一定の高さを有する緊急輸送道路の沿道の建築物



国土交通省ホームページ（道路閉塞させる住宅・建築物）より



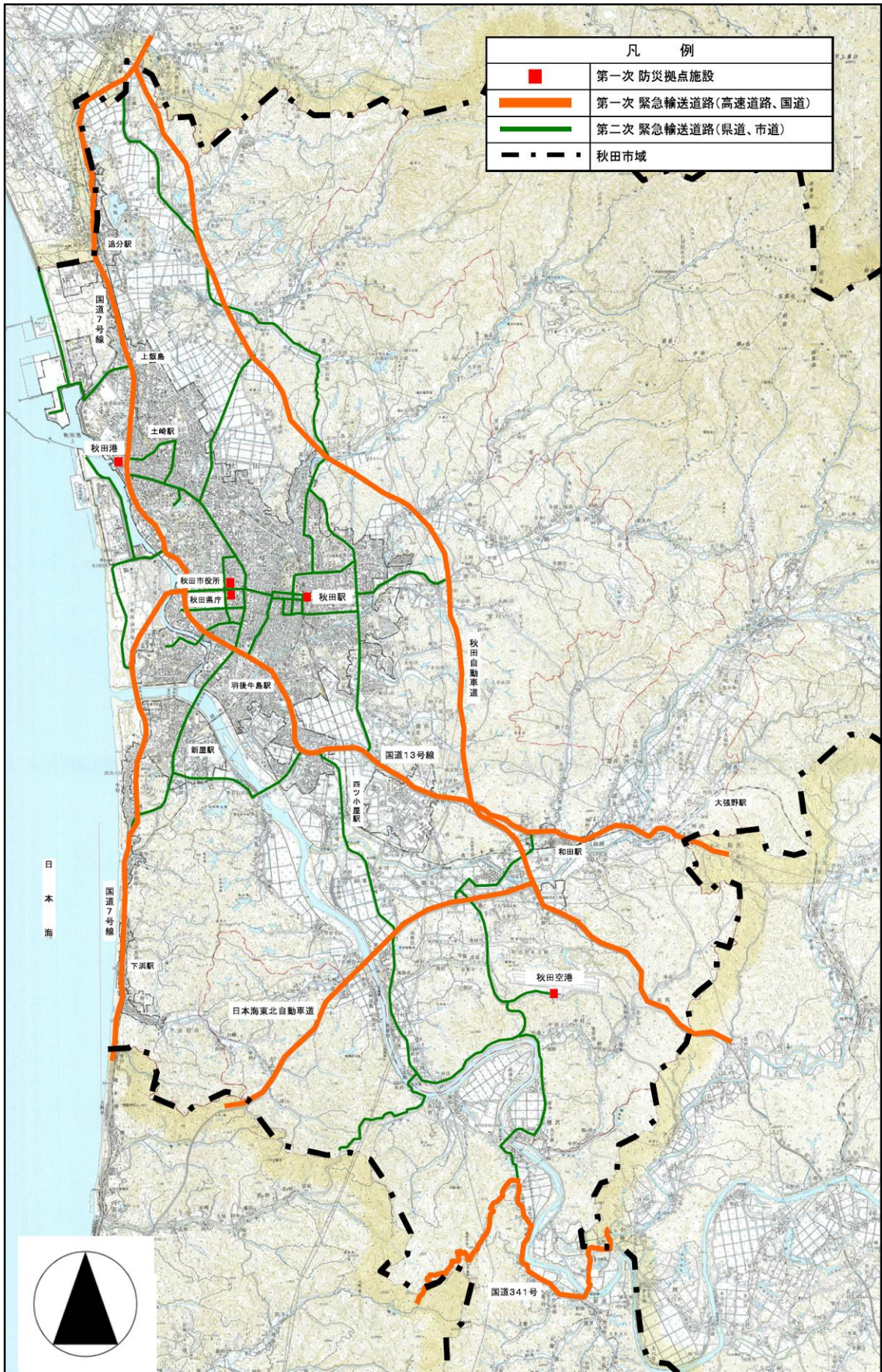


图1-3 緊急輸送道路指定路線図



## 2. 秋田市で想定される地震の規模および被害の状況

### (1) 想定される地震の規模

市防災計画においては、県が実施した秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）で検討されている想定地震の中で、秋田市における最大震度が6弱以上を示す以下12の地震について、被害想定結果を掲載しています。

- (ア) 男鹿地震（過去に発生した地震）  
マグニチュード7.0、市域における最大震度6弱
- (イ) 天長地震（過去に発生した地震）  
マグニチュード7.2、市域における最大震度7
- (ウ) 秋田仙北地震震源北方（県独自の想定地震）  
マグニチュード7.2、市域における最大震度6弱
- (エ) 北由利断層（国の想定地震）  
マグニチュード7.3、市域における最大震度7
- (オ) 秋田仙北地震（過去に発生した地震）  
マグニチュード7.3、市域における最大震度6弱
- (カ) 横手盆地 真昼山地連動（県独自の想定地震）  
マグニチュード8.1、市域における最大震度6弱
- (キ) 秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動（県の想定地震）  
マグニチュード7.7、市域における最大震度6強
- (ク) 天長地震 北由利断層連動（県独自の想定地震）  
マグニチュード7.8、市域における最大震度7
- (ケ) 海域B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）（県独自の想定地震）  
マグニチュード7.9、市域における最大震度6弱
- (コ) 海域A（日本海中部を参考）+海域B連動（県独自の想定地震）  
マグニチュード8.5、市域における最大震度6強
- (サ) 海域B+海域C（新潟県北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）連動（県独自の想定地震）  
マグニチュード8.3、市域における最大震度6弱
- (シ) 海域A+海域B+海域C連動（県独自の想定地震）  
マグニチュード8.7、市域における最大震度6強

### (2) 想定される被害の状況

市防災計画では、建築物被害、人的被害以外の火災の被害、ライフラインの被害などに関し、秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）による被害想定結果を掲載しています。

表2-1に、本市における最大震度が7以上を示す3つの想定地震ごとの各被害の予測数値を抜粋して掲載します。

表2-1 被害想定結果一覧

項 目		想定地震		天長地震	北由利断層	天長地震 北由利断層連動	
マグニチュード				7.2	7.3	7.8	
最大震度（秋田市）				7	7	7	
建物 被害	全壊棟数 (棟)	夏		15,513	14,473	24,034	
		冬		16,679	15,535	25,874	
	半壊棟数 (棟)	夏		27,330	28,120	33,495	
		冬		29,592	30,499	36,274	
	焼失棟数 (棟)	夏の日中(10時)		38	36	165	
		冬の深夜(2時)		34	32	60	
		冬の夕方(18時)		2,936	3,240	3,847	
地震 動に よる 人的 被害	死者数 (人)	夏の日中(10時)		365	333	635	
		冬の深夜(2時)		893	812	1,502	
		冬の夕方(18時)		697	662	1,157	
	重傷者数 (人)	夏の日中(10時)		553	503	985	
		冬の深夜(2時)		1,004	915	1,717	
		冬の夕方(18時)		764	705	1,325	
ライフ ライン 被害	上水道	断水人口(人)		174,389	177,371	210,790	
	下水道	支障人口(人)		19,016	20,177	27,841	
	都市ガス	供給支障人口(人)		207,217	209,402	213,133	
	LPガス	供給支障人口(人)		5,504	6,067	10,504	
	電力	停電 世帯	夏の日中		98,229	98,356	107,301
			冬の深夜		99,284	99,665	107,938
			冬の夕方		99,284	99,665	107,938
	通信	固定電 話・インタ -ネット 不通回 線 数 (本)	夏の日中		2,782	2,600	4,533
			冬の深夜		2,978	2,778	4,743
			冬の夕方		5,880	5,987	8,531
避難 者数	夏の日中(10時)	4日後(人)		82,157	82,940	102,403	
	冬の深夜(2時)	4日後(人)		98,212	99,538	121,169	
	冬の夕方(18時)	4日後(人)		100,519	102,289	124,697	

### (3) 地震災害に対する積雪の影響

(2) では、夏期と積雪期の被害状況を比較していますが、積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因となるものと考えられます。多雪区域に指定されている本市においては、地震災害に対する積雪の影響を考慮する必要があります。

#### ①過去の積雪期の地震災害

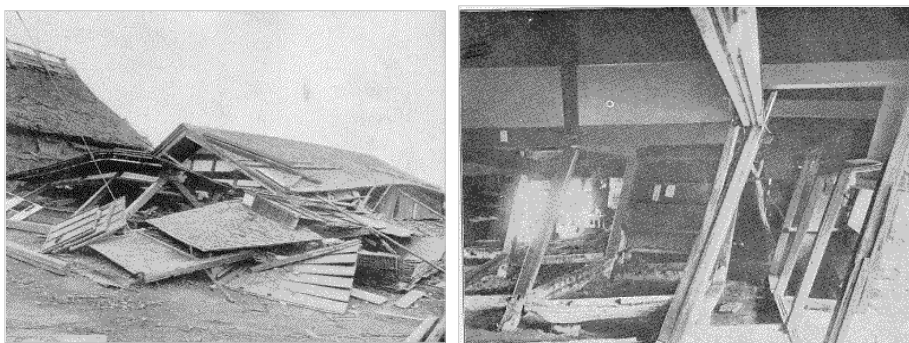
過去、本市に影響が及んだ積雪期における地震は、以下の2つがあります。

##### (ア) 天長地震（秋田城の地震）

- i) 発生年月日 天長7年2月3日（830年）
- ii) 震源 東経140.1度、北緯39.8度（追分西方）
- iii) 規模 M7.0～7.5
- iv) 被害状況
  - (ア) 建物被害 秋田城の城郭・官舎・四天王寺等転倒
  - (イ) 人的被害 死亡者15人、負傷者100余人

##### (イ) 強首地震

- i) 発生年月日 大正3年3月15日（1914年）
- ii) 震源 東経140.4度、北緯39.5度（大沢郷付近）
- iii) 規模 M7.1
- iv) 被害状況
  - (ア) 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸
  - (イ) 地震火災 住家3戸（強首2、淀川1）
  - (ウ) 人的被害 死亡者94人、負傷者314人



<鏡味洋史氏「積雪期の地震災害と防災」強首地震より>

(秋田市主催「積雪期の地震対策シンポジウム」の基調講演にて)

## ②積雪による被害の拡大

積雪は震災による被害を拡大させ、特に建物被害・人的被害を拡大させる要因となることが想定されます。

### (ア) 建物被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想されます。

また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害が多発することも予想されます。これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられます。

### (イ) 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想されます。

また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想されます。

一方、通常の大火と異なり屋根および建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想されます。

### (ウ) 雪崩の発生

地震動により、雪崩が同時多発することが予想されます。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層雪崩の発生も懸念されます。

### (エ) 人的被害の多発

以上の要因により、家屋や雪崩の下敷き、地震火災による人的被害が増大するおそれがあります。

また、屋根雪の落下や後述する雪壁の崩落等のため、歩行者・道路進行中の自動車に被害が及ぶおそれがあります。

## ③応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定されます。特に、情報収集活動・緊急輸送活動・消防救助活動・重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが想定されます。

### (ア) 情報収集活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが想定され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想されます。

(イ) 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなりますが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時には高さが3mを超えることも珍しくはありません。

これらの雪壁が地震時に各所で崩壊し、道路交通の全面マヒや人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想されます。

(ウ) 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想されます。

(エ) 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されますが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想されます。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することも考えられます。

(オ) 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想されます。



〈鏡味洋史氏「積雪期の地震災害と防災」三陸はるか地震より〉

(秋田市主催「積雪期の地震対策シンポジウム」の基調講演にて)

#### ④ 応急対策需要増加要因

り災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想されます。

##### (ア) り災者、避難者の生活確保

り災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれます。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要になります。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、り災者、避難者の生活確保のための対策も長期化・大量化することが予想されます。

##### (イ) 除雪

地震後も降雪が継続した場合、すべての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大の労力を雪処理に費やすこととなります。

また、通常除雪作業にあっていた人々の大部分が何らかの形でり災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられます。



秋田市道路除排雪対策本部ホームページより

#### ⑤ 積雪時の地震対策

積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、被害は長期化し、かつ広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きく、各機関は積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を講じる必要があります。

※想定される地震の規模や被害の状況に関する記述は、市防災計画に基づくものです。



### 3. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

#### (1) 住宅の耐震化の現状と目標

##### ①前期計画（平成19年度から平成27年度）の現状と目標

平成25年の住宅・土地統計調査および国における耐震化の状況を参考とした場合、本市の住宅について、平成26年度末現在、総数約138,400戸（居住世帯）のうち、約115,100戸（約83%）の住宅が耐震性を有していると推計され、さらに平成27年度末時点では耐震化率が約84%に達するものと見込まれます。

本市では、地震による人的被害および物的被害を軽減させるため、耐震性を有している住宅を平成32年度末までに90%、平成27年度末時点で85%に達することを目標としておりますが、現状では目標に届かない見込です。

この要因として、住宅の耐震化は新設（新築・建て替え）又は改修により促進され、このうち新設によるものの割合が大きいものの、近年、社会・雇用環境の変化や景気動向により、新設住宅戸数が減少したためと考えられます。

全国的にも新設や改修による耐震化の進捗は遅い状況ですが、一方で居住世帯のいる住宅における昭和55年以前に建築された住宅の割合が大きく減少する傾向にあることが、一定程度耐震化率の向上に寄与しているものと言えます。

※居住世帯のいる住宅における昭和55年以前に建築された住宅の割合の推移（5年ごとの住宅・土地統計調査による）

平成15年—約33%、平成20年—約30%、平成25年—約25%

##### ②後期計画（平成28年度から平成32年度）の目標

今回の見直しにあたり、平成32年度末時点の耐震化率の目標は、前期計画で示した90%のままとします。

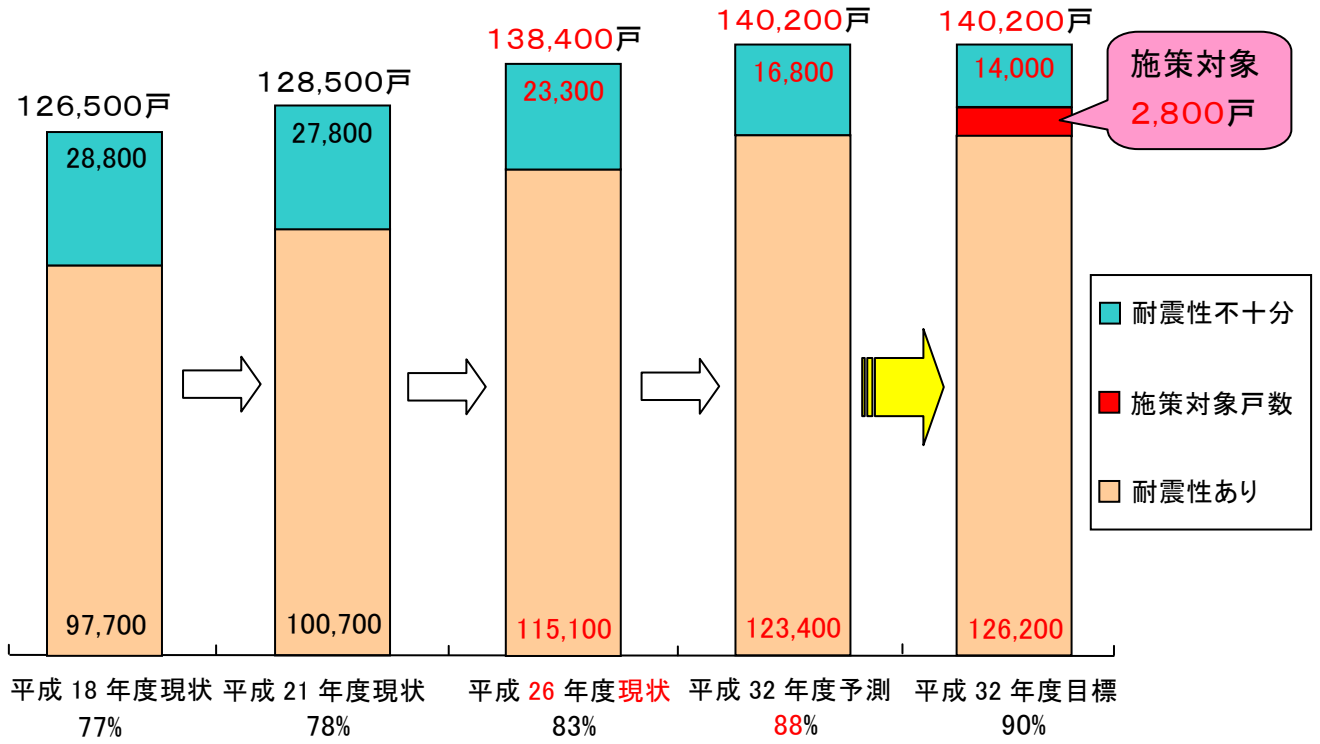
今後も現状のペースで耐震化（新築・建て替え・除却等を含む）が進んだ場合、平成26年度末時点の耐震性を有している住宅の推計115,100戸から、平成32年度末時点では推計123,400戸（耐震化率 約88%）になります。

今後、目標を達成させるためには、住宅の耐震改修のペースを現状の3倍とし、自然推移によるもののほか、さらに施策対象として2,800戸の耐震化を図る必要があります。

※国の目標—平成32年度末までに95%（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的指針 平成28年3月）

県の目標—平成32年度末までに85%（県促進計画 平成28年3月）

グラフ3-1 住宅の耐震化の現状、予測および目標



## (2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

### ①多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

#### (ア) 前期計画（平成19年度から平成27年度）の現状と目標

耐震改修促進法第14条第1号に定める特定建築物（表1-2）については、現状調査および国における耐震化の状況を参考とした場合、本市の特定建築物について、平成26年度末現在、総数1,126棟のうち、1,013棟（耐震化率 約90%（89.96%））の特定建築物が耐震性を有していると推計され、さらに平成27年度末時点では耐震化率が約91%に達するものと見込まれます。

本市では、地震による人的被害および物的被害を軽減させるため、特定建築物の耐震化については、耐震性を有している特定建築物を平成27年度末までに90%とすることを目標としており、この目標を達成するものと見込まれます。

この要因は、市所有建築物の耐震改修が急速に進んだほか、旧耐震基準で建築された建築物の除却が耐震化の促進に大きく寄与したものとと言えます。

#### (イ) 後期計画（平成28年度から平成32年度）の目標

今回の計画の見直しにあたり、平成27年度末時点見込の特定建築物の調査を行い、耐震化状況の把握と平成32年度末時点における全特定建築物数と耐震化の推計を行いました。

その結果、市所有建築物の耐震化がほぼ完了したことにより、今までの耐震化のペースから低下することを考慮しても、今後、平成32年度末時点までに更なる耐震化が見込めることがわかりました。

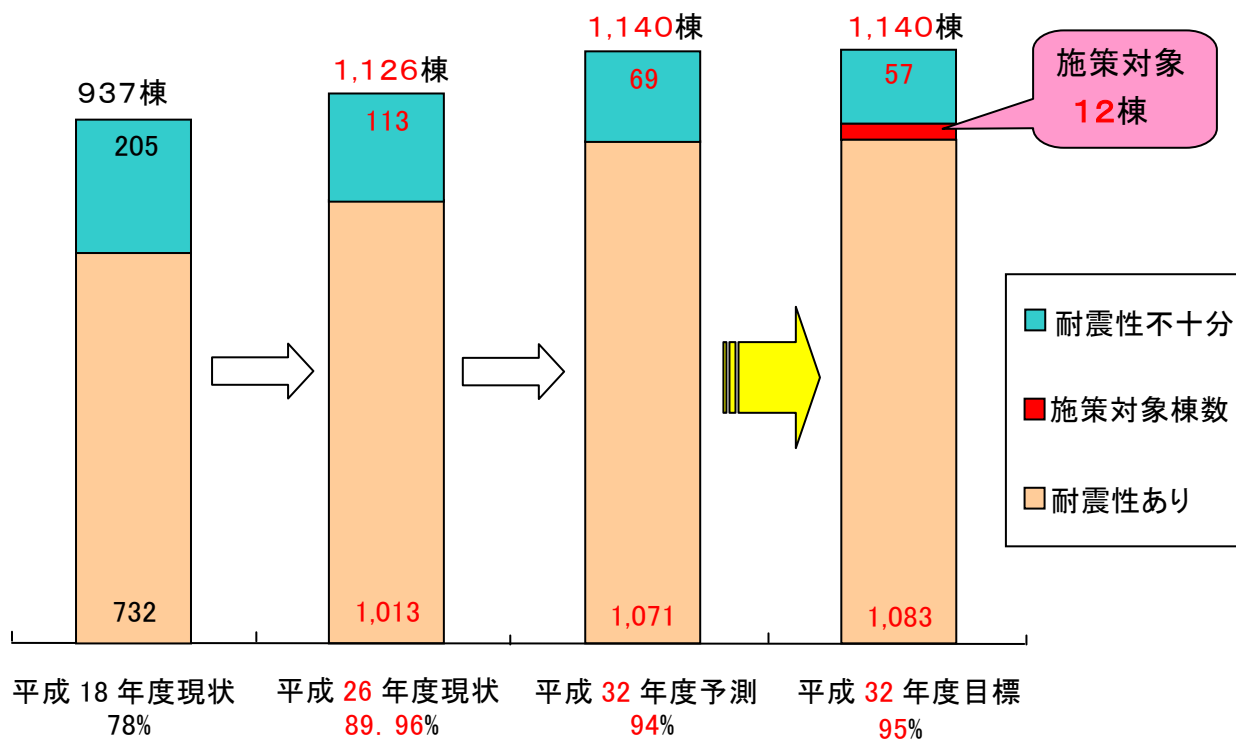
後期計画では、平成32年度末時点での耐震化率の目標を95%とし、今後も目標の達成に向け、耐震化を推進していきます。

今後、目標を達成させるためには、耐震性を有していない特定建築物を57棟にまで減少させる必要があり、耐震改修のペースを市所有建築物を除いた民間所有建築物のみの現状（年間6棟程度）の約1.4倍（年間8～9棟）程度とすることが必要となります。

※国の目標－平成32年度末までに95%（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的指針 平成28年3月）

県の目標－平成32年度末までに95%（県促進計画 平成28年3月）

グラフ3-2 法第14条第1号特定建築物の耐震化の現状、予測および目標



＊) 本項の対象は、民間および市が所有する法第14条第1号に定める特定建築物です。

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

法第14条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物は、表1-3に示す政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、昭和56年以前建築の建築物で耐震性の不十分なものが対象となります。

平成28年1月時点で耐震性の不十分な建築物は19棟あり、平成22年11月現在の28棟からは9棟減少していますが、より一層耐震化を促進する必要があります。

今後とも本市では対象建築物の把握に努め、耐震化を推進していきます。

表3-1 法第14条第2号特定建築物の耐震化の現状

石油類・可燃性液体類の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	旧耐震棟数 a	aのうち			aのうち 除却等が確認された建築物 e
		耐震診断実施棟数 b	bのうち耐震性が確認された棟数 c	bのうち耐震改修実施棟数 d	
民間建築物	27棟	4棟	3棟	1棟	4棟
市所有建築物	6棟	5棟	1棟	4棟	1棟
計	33棟	9棟	4棟	5棟	5棟

\*）初回調査（平成21年12月）時点で存した建築物に対する現状調査（平成28年1月）の秋田市調査結果より

\*）「除却等」には、危険物の貯蔵又は処理場の用途を廃止したものを含む。

\*）耐震性の不十分な建築物の棟数＝ $a - c - d - e = 19$ 棟

\*）本項の対象は、民間および市が所有する法第14条第2号に定める特定建築物です。

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

法第14条第3号に定める地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物等は、図1-3に示す道路等を対象として、図1-2に示す建物高さ要件に該当する建築物のうち、昭和56年以前建築の建築物で耐震性の不十分なものが対象となります。

平成28年1月時点で耐震性の不十分な建築物は149棟あり、平成22年11月現在の166棟からは17棟減少していますが、より一層耐震化を促進する必要があります。

今後とも本市では対象建築物の把握に努め、耐震化を推進していきます。

表3-2 法第14条第3号特定建築物の耐震化の現状

対象路線		平成28年1月現在 要件該当棟数
第一次 緊急輸送道路	国道7号線	9棟
	国道13号線	2棟
第二次 緊急輸送道路	主要地方道 秋田停車場線	11棟
	主要地方道 秋田天王線	8棟
	主要地方道 秋田岩見船岡線	25棟
	主要地方道 秋田八郎潟線	3棟
	市道 川尻八橋線	2棟
	市道 川尻広面線	3棟
	市道 川尻総社通り線	2棟
	市道 中通本線	19棟
	市道 大堰反線	5棟
	市道 秋田環状1号線	4棟
	市道 中通牛島線	6棟
	市道 土崎環状線	6棟
	市道 秋田港四ツ谷線	39棟
	市道 高清水公園線	4棟
市道 松美ガ丘東南線	1棟	
計		149棟

\*）平成28年1月秋田市調査結果より

\*）本項の対象は、民間および市が所有する法第14条第3号に定める特定建築物です。

### (3) 公共建築物の耐震化の現状と目標

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、本市の所有する特定建築物（以下「市所有特定建築物」という。）の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があります。市所有特定建築物については、平成27年度末までに耐震化率を100%とすることを目標としております。

公共建築物のうち、平成26年度末現在、市所有特定建築物の耐震診断の実施状況は、表3-3のとおりであり、耐震性能を有する棟数の占める割合は約97%（耐震化未了15棟）と、平成18年度末の約70%から約27%上昇しています。

平成19年12月に市促進計画を策定してから、目標の達成に向けて計画的に耐震化を進めてきましたが、平成27年度末時点では、入札不調や施設の再編計画等による耐震化が未了の施設が5棟あり、耐震化率は約99%にとどまる見込です。

今後は、これら耐震化未了施設の耐震改修、建て替え、および除却等を確実にを行い、平成32年度までに全ての市所有特定建築物の耐震化を目指します。

※県所有特定建築物の目標－100%（県促進計画 平成19年3月）

表3-3 市所有特定建築物の耐震化の現状

	総数 a	新耐震棟数 b	旧耐震棟数 c					耐震化率 i $(b+e+f+g) / a$
				cのうち耐震診断実施棟数 d	dのうち耐震性が確認された棟数 e	dのうち耐震改修実施棟数 f	cのうち除却等された棟数 g	
	b+c							
学校等	323	143	180	154	44	107	26	99%
病院等	1	1	0	0	0	0	0	100%
公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100%
庁舎等	59	31	28	21	8	6	2	80%
計	454	228	226	193	59	124	28	97%

\*) 平成27年3月末現在

\*) 旧耐震棟数：昭和56年5月以前の基準で建築された特定建築物

\*) 新耐震棟数：昭和56年6月以降の基準で建築された特定建築物

\*) 「除却等」には、使用停止としたものを含む。

#### (4) 耐震化に向けての課題

市では「あきた耐震フェア2010」において、来場者に対して住宅の耐震化についてのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

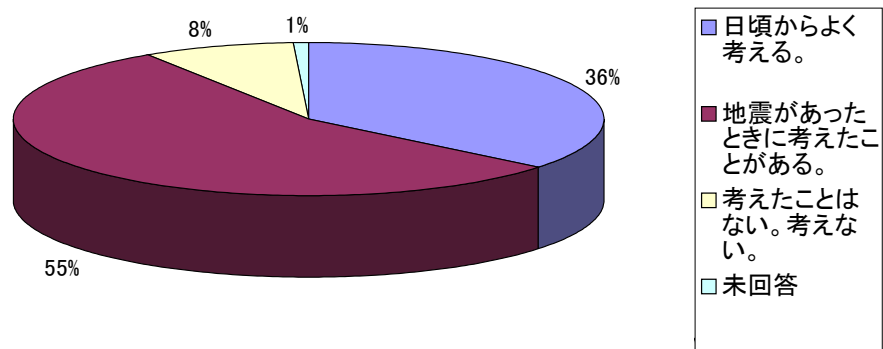
アンケート回答者：260名

##### ①アンケート結果概要

###### (ア) 周知・啓発活動

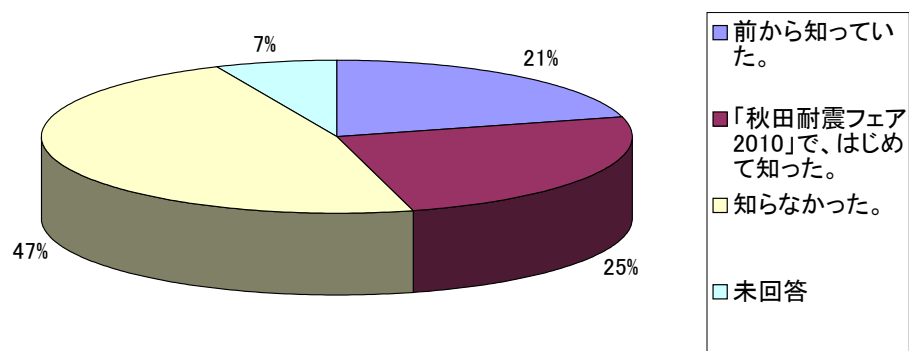
- ・居住している住宅の地震対策について、考えている方が91%でした。平成19年アンケート（「積雪期の地震対策シンポジウム」時）には約86%であったので、周知・啓発活動により、市民の意識が徐々に高まっていることがわかります。

グラフ3-3 「地震対策について考えたことはありますか。」に対する回答



- ・昭和56年以前に建設の建築物は耐震性が不十分である場合が多く、建物倒壊・人的被害を受けやすいことを知らない方が31%を占めています。
- ・耐震診断が何であるかを知らない方が、80%を占めています。
- ・市の補助制度（耐震診断、耐震改修）について、約80%の方が知らない状況です。

グラフ3-4 「市の耐震診断補助制度を知っていましたか。」に対する回答

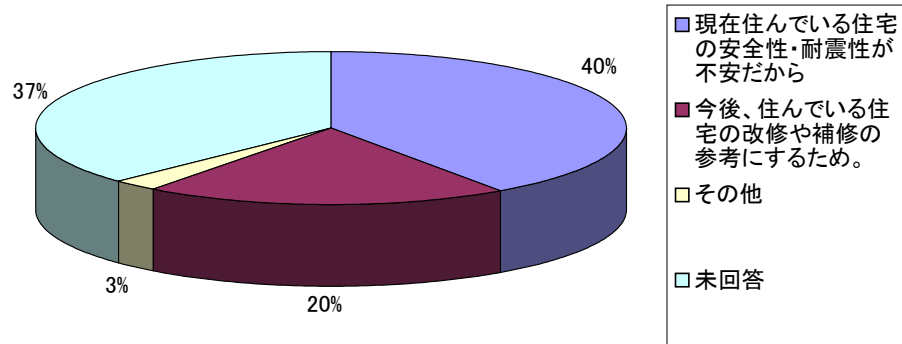




(イ) 耐震診断・耐震改修についての意向

- ・耐震診断を受けてみたいと考えている方が55%で、その理由は、「現在の住宅の安全性・耐震性が不安だから(40%)」「今後の耐震改修等への参考とするため(20%)」でした。

グラフ3-5 「耐震診断を受けてみたい理由はどれですか。」に対する回答



- ・木造住宅耐震診断の自己負担は、「10,000円以下」「10,000円～15,000円」「15,000円～20,000円」が上位を占め、できるだけ低額を望む傾向があります。
- ・耐震診断により危険と判定された場合「耐震改修を検討する(66%)」「建替えを検討する(13%)」でした。
- ・耐震改修を行わない理由は、「今までの地震で大丈夫なので、これからも大丈夫だと思う」「行いたいけど経済的に困難」が上位を占めました。
- ・耐震改修の自己負担は、「10万円以下」「30万円以下」「50万円以下」が上位を占め、できるだけ低額を望む傾向があります。

②アンケート結果からの耐震化に向けての課題

(ア) 周知・啓発活動

- ・これまでの周知・啓発活動により、地震対策に関する意識は高まっているものの、地震・建物倒壊の危険性、耐震診断とは何か、市の補助制度といった周知活動については、耐震化促進イベントや説明会など、今後とも継続的かつ様々な機会・手法を用いての周知・啓発活動が必要です。

(イ) 耐震診断・耐震改修について

- ・耐震診断・耐震改修についての自己負担の軽減を図る補助制度の導入が望まれています。

#### 4. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

##### (1) 耐震化促進に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

##### (2) 耐震化促進に向けた各主体の役割

###### ①所有者の役割

住宅・建築物の所有者等が、安全・安心に暮らすためには、自らの問題・地域の問題としての意識をもって、地震防災対策としての耐震化に取り組む必要があります。

###### ②建築士・建築業者の役割

建築士・建築業者は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組むこととして、耐震化に関する技術力向上に努め、また地震防災対策のため、住宅・建築物の耐震化の普及・啓発等に取り組む必要があります。

###### ③大学等の役割

大学等の研究者および学生は、市と連携して耐震改修の促進に関する調査・研究に取り組み、住宅・建築物の耐震化の普及および啓発に努める必要があります。

###### ④本市の役割

住民の安全・安心については、地方公共団体の重要な責務であり、住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発および情報提供、相談体制の充実、また耐震化に資する助成制度の整備等により、誰もが耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備に努めます。

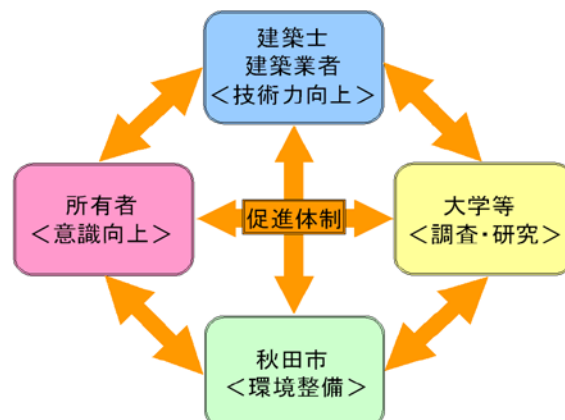


図4-1 耐震化促進の概念図

### (3) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物として、以下(ア)から(エ)の建築物を設定します。

#### (ア) 指定拠点施設と避難施設

市内の指定拠点施設と避難施設は、災害時に重要な機能を果たす建築物として、大部分の施設が耐震化されていますが、残る施設も早期に耐震化を図るよう努めます。

a	秋田県地域防災計画で指定する第一次拠点施設	5箇所
b	同上	第二次拠点施設 82箇所
c	同上	第三次拠点施設 26箇所
d	市防災計画(平成28年1月1日現在)で指定した避難施設	
	・小学校	43箇所
	・中学校	23箇所
	・高等学校	11箇所
	・大学・各種学校・その他	69箇所

#### (イ) 第一次緊急輸送道路の沿道の建築物

第一次指定拠点施設を結ぶ第一次緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、平成12年国勢調査による人口集中地区内に存する建築物にあっては、早期に耐震化を図るよう努めます。

#### (ウ) 耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定建築物

耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定建築物(地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物)について、耐震化の促進を図ります。

#### (エ) 緊急対応道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物

各避難施設等に通じる緊急対応道路(1.(4).③.(ア).b参照)等は、幅員が比較的狭い箇所もあり、積雪期の堆積雪や屋根雪等での道路閉塞の多発が予想されることから、緊急対応道路等の沿道の耐震化は、積雪期の地震対策に特に重要です。

このため、避難施設等に通じる緊急対応道路等および緊急対応道路等に通じる街路等の幅員等を調査し、データベース化を行う事業等を実施しており、指定道路図や指定道路調書としてホームページ上で公開しています。

このデータベースに基づき、緊急対応道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、建築指導(6.参照)との連携を図りつつ、耐震診断および耐震改修の促進に重点的に取り組みます。

#### (4) 重点的に耐震化すべき区域の設定

市防災計画で定める火災危険区域を「木造住宅が密集している地区」（図4-2）と位置付け、地区内に存する建築物にあっては、早期に耐震化を図るよう努めることとします。

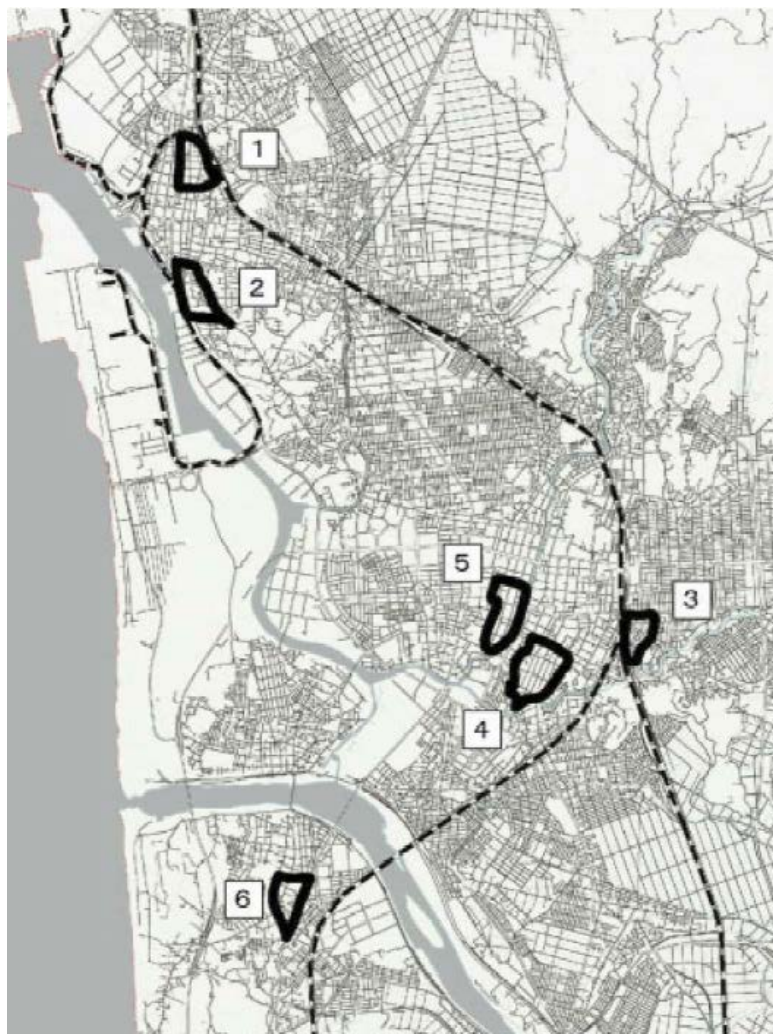


図4-2 木造住宅が密集している地区

表4-1 木造住宅が密集している地区一覧

番号	区 域 名
1	土崎港中央五丁目、七丁目
2	土崎港南一丁目
3	東通観音前、東通館ノ越
4	檜山南中町、檜山本町、檜山共和町
5	大町五丁目、大町六丁目、旭南二丁目
6	新屋表町

## (5) 民間建築物の耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施すべきことですが、耐震診断および耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用を要します。そのため、耐震化を促進するうえでは、所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であるとされています。

### ①耐震診断および耐震改修に対する補助制度

#### (ア) 秋田市木造住宅耐震改修等事業

木造住宅の耐震化を推進するため、本市は耐震診断、耐震改修設計および耐震改修工事にかかる費用の一部の補助を実施しています。

平成20年度から本事業を実施してきましたが、特に耐震改修工事利用実績が少ないことから、随時、本制度の検証を行い、より利用されやすい制度となるよう見直し、変更を行ってきました。

現行の補助制度の内容は、表4-3に示します。

今後も、耐震化が促進されるよう、順次、制度の見直しを行います。

#### ○見直し・変更の経緯

##### 【平成20年度】

- ・耐震診断（上限3万円）と耐震改修（上限30万円）に係る補助制度を創設

##### 【平成23年度】

- ・耐震改修工事に対する補助率の引上げ（23%→50%）
- ・耐震改修計画に係る補助制度の創設（上限20万円）

##### 【平成24年度】

- ・耐震改修計画および耐震改修工事の補助対象要件を緩和  
[改正前]上部構造評点0.7未満→[改正後]上部構造評点1.0未満

##### 【平成26年度】

- ・「耐震診断等」として、①耐震診断のみを行うコース（上限3万円）と、②耐震診断と概略的な計画（耐震改修方針計画）を併せて行うコース（上限5万円）の選択制に再編
- ・「耐震改修等」として、耐震改修設計と耐震改修工事の補助金を統合し、手続を一本化（上限50万円）

##### 【平成30年度】

- ・耐震診断について、診断費用を補助する制度から耐震診断士を派遣する制度に変更（自己負担1万円）

○これまでの実績

表4-2 秋田市木造住宅耐震改修等事業の実績(平成30年度現在)

事業内容	耐震診断		耐震改修計画*1		耐震改修*1	
	募集 (戸)	実績 (戸)	募集 (戸)	実績 (戸)	募集 (戸)	実績 (戸)
平成20年度	50	40	—	—	5	1
平成21年度	30	8	—	—	3	0
平成22年度	25	12	—	—	3	0
平成23年度	11	11	3	3	2	2
平成24年度	15	5	3	1	3	1
平成25年度	14	8	5	3	4	2
平成26年度	14	1	(耐震改修に統合)		3	0
平成27年度	12	3(1)*2	(耐震改修に統合)		3	1
平成28年度	12	4(2)*2	(耐震改修に統合)		2	1
平成29年度	7	1	(耐震改修に統合)		2	0
平成30年度	10	10	(耐震改修に統合)		2	1
計	200	103 (3)*2	11	7	32	9

\*1 「耐震改修計画」は、平成26年度から「耐震改修」に統合

\*2 ( ) は、概略的な計画を併せて実施した実績戸数(内数)

注 平成30年度からの耐震診断は、耐震診断士派遣制度に変更

表4-3 平成30年度秋田市木造住宅耐震改修等事業の概要

■秋田市木造住宅耐震診断支援事業		
支援対象	木造戸建住宅の耐震診断(一般診断法)	
支援要件	次の全ての要件に該当する場合 ①対象：昭和56年5月以前に着工 ②構造：木造在来工法、枠組壁工法、伝統的工法 ③用途：一戸建ての住宅	
自己負担	1万円	
■秋田市木造住宅耐震改修等補助事業		
補助対象	耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い(上部構造評点1.0未満)」とされたものを、「一応倒壊しない(上部構造評点1.0以上)」まで補強する工事	
補助額	耐震改修設計費と耐震改修工事費の合算額の1/2相当額(上限50万円)	

注 詳細は各事業の要綱により定める。

(イ) 建物所有者の状況に合わせた各種耐震改修に関する補助制度等の検討

耐震診断を実施した結果、倒壊の危険性が高いと判定された建物の建物所有者が耐震改修を実施しない理由については、様々な理由があります。このうち、所有者の事情に合わせた耐震改修費用等の補助メニューがあることにより、耐震化が促進できる可能性があります。

このため、実態をよく把握した上で、建物所有者の経済状態、年齢、建物所有形態に対応した制度メニューを創設するなどが有効であり、特に昭和56年以前に建てられた住宅は、高齢者層などが所有している場合が多く、通常よりも手厚い支援が必要であることが考えられます。

今後、耐震化の進捗状況や施策効果および市の財政状況などを総合的に勘案し、様々な補助制度の創設などの検討を行います。

○現在実施している事項

- ・耐震改修後の上部構造評点が現行の補助基準未満であっても、一定の上部構造評点以上であれば補助する制度
- ・木造住宅の建物の一部の耐震改修工事実施に対しても補助する制度の創設（寝室や居間など一部改修であっても一定条件を満たせば補助する制度）  
→上記2項目については、秋田市住宅リフォーム支援事業および秋田県リフォーム推進事業を併せて活用することが可能です。

○今後検討する事項

- ・高齢者、低所得者向けの耐震改修費用等の助成制度の創設（年齢制限、一定額以下の所得条件による補助額の割り増しなど。）
- ・分譲マンションの管理組合を通じた耐震化の必要性等についての周知  
→耐震改修促進法第25条「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」を受けることにより、共用部分の変更を伴う耐震改修を行う際に必要な区分所有者等の議決要件が、4分の3以上から過半数に緩和され、円滑な耐震改修の促進が期待できることから、この認定制度の周知を検討します。

○今後検討が考えられる事項

- ・住宅の建て替え・除却の補助制度の創設
- ・死亡時一括償還型融資に係る事務費の補助制度の創設
- ・分譲マンションに対する耐震診断等に関する補助制度の創設

## (ウ) 民間特定建築物の支援策

民間特定建築物については、建築物の所有者等が自己の責任において、自ら建築物の安全性を確保することが原則です。

特に耐震改修促進法に規定される各特定建築物の所有者は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが重要です。

本市はこうした自助努力を促進していくため、その所有者等に対して耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行っていきます。

なお、平成25年11月の耐震改修促進法の改正施行により、不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物（表1-2参照）の所有者に対し、平成27年12月までの耐震診断の実施と、特定行政庁への報告が義務付けられました。

本市では、所有者の行う耐震化を支援するため、この耐震診断義務づけ建築物の耐震診断と耐震改修に対する補助制度を、平成26年度から「秋田市要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業」として実施しています。

### ○現在実施している事項

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた特定建築物に対する耐震診断および耐震改修に関する補助制度  
→「秋田市要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業」
- ・耐震診断等判定委員会による判定制度の周知  
→「秋田市要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業」、法第17条「建築物の耐震改修の計画の認定」、法第22条「建築物の地震に対する安全性の認定」、ならびに法第25条「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、本市の補助金交付要綱や秋田市耐震改修促進法施行細則において、判定の取得を義務づけています。
- ・特定建築物（1号、2号、3号）の所有者に対するダイレクトメール発送  
→現在、定期報告制度の対象建築物等について、耐震診断や耐震改修を促す通知をしています。今後、通知対象の拡大を検討します。

### ○今後検討する事項

- ・地震に対する安全性の表示制度の周知（基準適合認定建築物）  
→法第22条「建築物の地震に対する安全性の認定」を受けることにより、認定を受けた旨を当該建築物に表示することができます。

### ○今後検討が考えられる事項

- ・耐震診断が義務付けられていない特定建築物に対する耐震診断等に関する補助制度の創設



## ②耐震改修促進税制の活用

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人や法人が受けることができる特別控除や減額措置を定めたものです。

### (ア) 住宅に係る所得税減税

個人が昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅を、現行の基準に適合させるための耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の10%相当額(25万円を上限)を所得税額から控除できます。

ただし、特別控除を受けようとするものが自ら居住の用に供するものに限りです。

期間：平成21年1月1日～平成31年6月30日

### (イ) 住宅に係る固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から所在する住宅を、現行の基準に適合する耐震改修を行い、当該耐震改修に要した費用が1戸あたり50万円以上であった場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)が工事の翌年度の1年間に限り1/2に減額されます。

期間：平成25年1月1日～平成31年3月31日

### (ウ) 耐震診断義務付け建築物に係る法人税又は所得税減税

平成27年3月31日までに耐震診断の結果の報告を特定行政庁に対し行った者が、報告を行った日から5年を経過する日までに現行の耐震基準に適合させる耐震改修を実施した場合、耐震改修に要した費用の25%相当額を法人税又は所得税から控除できます。

### (エ) 耐震診断義務付け建築物に係る固定資産税の減額

耐震診断の結果の報告を特定行政庁に対し行った者が、平成29年3月31日までの間に、国の補助(耐震対策緊急促進事業)を受けて、現行の耐震基準に適合させる耐震改修を実施した場合、工事が完了した年の翌年度から2年間分の固定資産税について、耐震改修工事費の2.5%を上限として税額の1/2が減額されます。

## ③地震保険の活用

地震保険は、住宅が地震で被災した場合に生活の安定に寄与します。

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を取得すると、地震保険料の割引を受けることができ、評価された耐震性能の等級に応じ、10～50%の割引を受けることができます。
- ・建物が耐震診断または耐震改修の結果、耐震性能を有することが確認できた場合や昭和56年6月以後に新築されたものである場合は、10%の割引を受けることができます。

## (6) 公共建築物の耐震化の促進

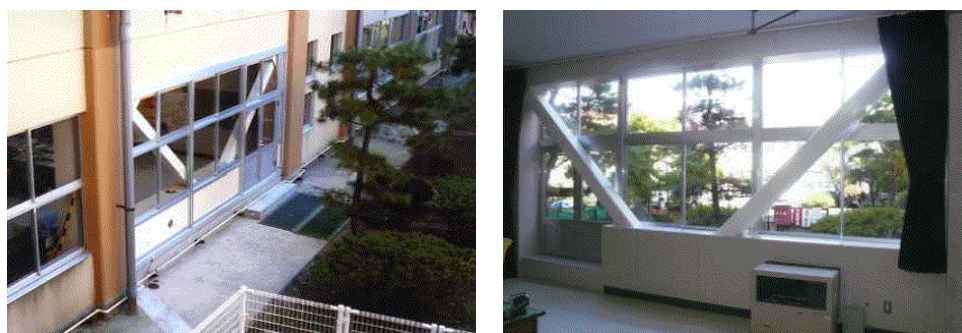
公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、被災時の影響が大きい建築物である市所有特定建築物の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があります。平成27年度までに全ての耐震化が図れるよう秋田市耐震改修促進連絡会議（7.（2）参照）において協議を行い、耐震化の実施に努めてきました。

今後は、平成27年度末時点で耐震化が未了の5棟の耐震改修、建て替え、および除却等を確実にを行い、平成32年度までに全ての市所有特定建築物の耐震化を目指します。

なお、特定建築物以外の市所有建築物についても、平常時の利用者の安全確保、ならびに災害時には避難、救護等の防災拠点施設といった用途等になりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなど耐震化を図ります。

◇参考 市所有特定建築物耐震診断および耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用）



市内小学校耐震改修工事（秋田市建設部建築課より）

## 5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

### (1) 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むために、揺れやすさをあらわす地図（揺れやすさマップ）と、地震による地域の危険性の程度を記載した地図（地域の危険度マップ）を作成し、「地震防災マップ（図5-1）」として公表します。

このうち、「地域の危険度マップ」は、想定される最大の震度で揺れた場合の建物全壊率を7区分し、色分けで表したものです。

また、これとは別に、本市には小学校校区（47学区）ごとに避難場所や危険箇所、防災施設などを地図上に示した「秋田市防災カルテ」があります。

これは、平成20年度に実施した防災アセスメント（地震被害想定調査）の成果を踏まえ、47小学校校区ごとに地震時の被害状況をまとめるとともに、地域防災活動に生かすことを目的として、各種防災情報を収集、整理したものです。

さらに、大規模な津波が発生した際の安全な避難を目的として、秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）における最大クラスの津波浸水想定を基に作成した「秋田市津波ハザードマップ」を公開しています。

この「地震防災マップ」、「防災カルテ」および「津波ハザードマップ」により、効果的に地震防災に関する情報の提供を行います。

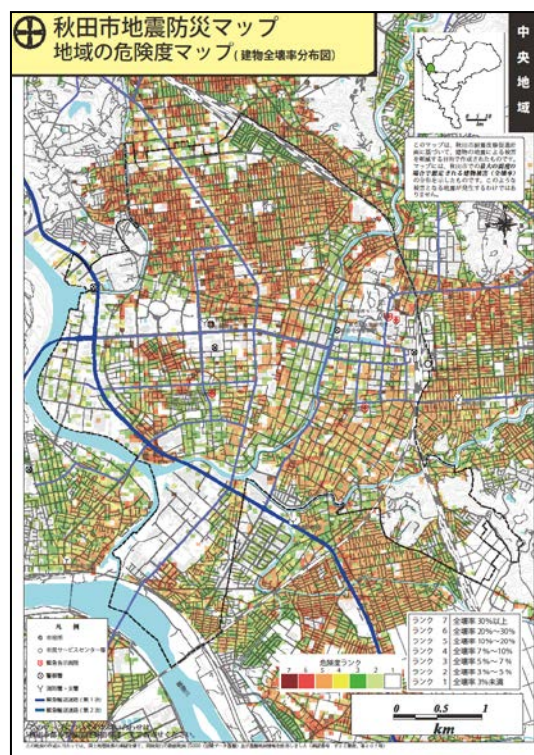


図5-1 秋田市地震防災マップ「地域の危険度マップ」の例

## (2) 相談体制の整備および情報提供の充実

### ①相談窓口の設置

本市では、木造家屋に関する耐震診断・耐震改修の相談窓口を常設しています。

また、建築関係団体との連携や、市のホームページ (<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/cs/default.htm>) を活用するなどにより、気軽に相談しやすい環境整備とPRに努めています。

### ②啓発資料・ホームページ等を活用した情報提供

アンケート調査の結果によると、耐震診断が何であるかを知らない方が80%、市の補助制度(耐震診断、耐震改修)について知らない方が約80%もいたことから、パンフレット・簡易耐震診断表(図5-2)の配布やホームページでの情報提供など、様々な機会を利用して耐震化の必要性等の周知に努めています。

#### ○現在実施している事項

- ・パンフレットの作成、配布
- ・市広報を通じた啓発・情報提供

#### ○今後検討が考えられる事項

- ・テレビ・ラジオの番組・CMを通じた啓発・情報提供
- ・折り込みチラシを通じた啓発・情報提供

図5-2 簡易耐震診断表「誰でもできるわが家の耐震診断」



### ③啓発ビデオの制作

「耐震改修の促進について」（平成19年度制作）および「『大切な命と暮らしを守る』住まいの耐震化」（平成22年度制作）の啓発ビデオを、市ホームページ上 (<http://www.city.akita.akita.jp/stream/douga.htm>) で公開しています。

### ④市民が耐震化を進めやすい情報の提供

建築関係団体との連携によるイベントやパネル展にて、市民が耐震診断・耐震改修の費用算定がしやすいように建物の大きさなどに応じた数種類の料金モデルを作成し、紹介します。

また、低コストかつ簡易な住宅の耐震改修工法の普及を図るため、耐震改修事例や簡易な耐震改修工法等の紹介などにも取り組みます。

### ⑤避難用シェルター等の活用の情報提供

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、避難用シェルター・防災ベッド・耐震テーブルの活用をイベント等の機会に啓発し、普及を促進します。



鍵屋一氏「災害時の高齢者、障がい者の支援」耐震木質シェルターより  
(秋田市主催「積雪期の地震対策シンポジウム」の講演にて)

## (3) 産・学・官の連携による耐震改修の推進

産（建築関係団体）・学（地元大学等の研究者・学生）・官（本市）が連携して、地震による人的被害や物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、様々な施策および取り組みを、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会（7.（1）参照）の活動を中心に行っています。

## ①「地域まるまる耐震診断」の実施

建築士の指導のもと、地元の学生等が、自主防災組織と連携して、地域の各家庭を訪問して無料で簡易耐震診断を実施しています。

### ○これまでの実績

- ・平成19年度：飯島地区
- ・平成20・21年度：保戸野地区
- ・平成22年度：新屋地区
- ・平成24年度：保戸野地区
- ・平成26年度：泉地区



—平成21・22年度に実施した地域まるまる耐震診断—

## ②耐震改修促進普及啓発活動

本市職員が町内各戸を訪問し、住民への地震災害に関する備えの周知を行っています。

なお、本市ではこの戸別訪問は特に耐震化への効果が高い啓発活動と捉えています。平成23年度からは、「地域まるまる戸別訪問」と称し、地震による建物被害が大きいと想定される地区の戸建て住宅を対象に、耐震改修等に関するパンフレットを配布しており、今後も活動の継続を図っていきます。

### ○これまでの実績

- ・平成21年度： 1地区 77戸
- ・平成23年度：29地区 3,882戸
- ・平成24年度： 6地区 1,150戸
- ・平成25年度：18地区 3,769戸
- ・平成26年度：13地区 1,777戸
- ・平成27年度：11地区 1,408戸



－平成21年度 保戸野町内会での耐震改修促進のための普及啓発活動－

### ③耐震診断に関する説明会の実施

町内会や女性学級等を対象とした木造住宅の耐震診断に関する出前講座等の説明会を実施しています。

○これまでの実績

- ・平成21年度：女性学級 1回
- ・平成22年度：女性学級 7回
- ・平成23年度：高齢者学級 6回
- ・平成24年度：生涯学習教室 4回
- ・平成25年度：女性学級 1回



－平成22年度 女性学級の方への出前講座で、「耐震学習工作」の体験学習を行いました－

### ④耐震改修工事に関する説明会の実施

市民を対象とした木造住宅の耐震改修に関する説明会を実施しています。

○これまでの実績

- ・平成21年度：1回
- ・平成22年度：1回



－平成22年度 市民の方に耐震改修工事に関する説明会を行いました－



### ⑤耐震化促進イベントの開催

耐震改修促進のために産・学・官の連携により、市民を対象とした耐震化促進イベントを開催しています。

○これまでの実績

- ・平成20年度：4回（建築士の日、耐震パネル展、建築士事務所キャンペーンなど）
- ・平成21年度：2回（建築士の日など）
- ・平成22年度：3回（建築士の日、「あきた耐震フェア2010」など）
- ・平成23年度：4回（建築士の日、リフォームフェア、「耐震化促進イベントー東日本大震災からの教訓ー」）
- ・平成24年度：2回（建築士の日、リフォームフェア）
- ・平成25年度：2回（建築士の日、リフォームフェア）
- ・平成26年度：2回（建築士の日、リフォームフェア）
- ・平成27年度：2回（建築士の日、リフォームフェア）

名 称	あきた耐震フェア2010 ～知って得する地震への備え～
開催趣旨	産・学・官の連携により、いつ発生するかわからない地震災害に備え、見て、触れて、体験しながら学ぶイベントを開催し、普及啓発活動を行い、市民の皆さまに耐震診断や改修工事の必要性を感じてもらい、耐震化促進を図るもの。
開催日時	平成22年10月15日（金）～16日（土） 10時～16時
会 場	秋田拠点センター「アルヴェ」1階きらめき広場 ・きらめきコート
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田初！起震車による地震体験（15日は、東小学校の児童も体験）（起震車に再現した部屋の中で、震度5と7の実際の揺れを体験）</li> <li>・耐震学習工作「紙ぶるる」や倒壊模型「ピノキオぶるる」の体験コーナー</li> <li>・耐震の補助事業や新技術、学生の活動などを紹介するコーナー</li> <li>・住宅の建築やリフォーム、耐震改修の相談コーナー</li> <li>・普及啓発のアトラクション</li> <li>・秋田太陽幼稚園園児によるマーチング（15日のオープニングセレモニー）</li> <li>・消防はしご車の展示</li> </ul>
主 催	秋田市
共 催	秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会



ーオープニングセレモニーー



ー起震車に再現した部屋での揺れ体験ー



ー産業エリアー



## ⑥耐震化促進シンポジウムの開催

耐震改修促進のために産・学・官の連携により、市民を対象としたシンポジウムを開催しています。

○これまでの実績

- ・平成19年8月：「積雪期の地震対策シンポジウム」
- ・平成23年1月：「耐震化促進シンポジウム」

名 称	耐震化促進シンポジウム「木造住宅の耐震化」
開催趣旨	地震災害から市民の生命、身体および財産の保護を図るため、耐震改修の普及促進に係わる方々を対象にして、木造住宅の耐震化について考える機会を設け、これまでの産学官による耐震化促進の取り組みを踏まえ、どうしたら秋田で耐震化が進むのかについて耐震化促進シンポジウムを開催する。
開催日時	平成23年1月15日（土） 13時30分～15時30分
会 場	秋田拠点センター「アルヴェ」多目的ホール・ゆめ広場
内 容	○市制作の耐震改修促進に係るビデオ放映 ○防災意識・地震被害等に関する講話 講師：秋田県立大学木材高度加工研究所教授 ○パネルディスカッション・質問コーナー 「耐震改修へ向かう仕組みづくり」 コーディネーター・パネリスト ・秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会会員 ・秋田県立大学木材高度加工研究所教授 ・秋田市都市整備部長
主 催	秋田市
共 催	秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会



－会場の様子－



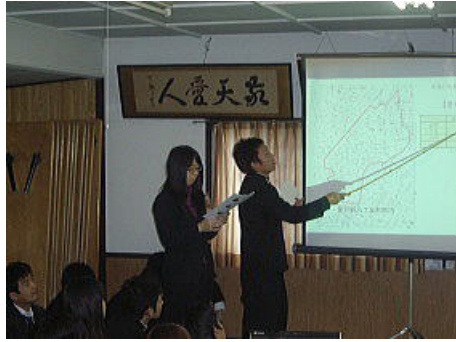
－パネルディスカッション－

## ⑦地域防災報告会の実施

町内会への地域まるまる耐震診断の調査結果の報告会等を実施しています。この報告会では、学生による耐震診断に関する報告や建築士からのアドバイスを行っています。

○これまでの実績

- ・平成20年度：1回
- ・平成21年度：1回
- ・平成22年度：1回
- ・平成26年度：1回



—平成21年度 地域防災報告会(保戸野八丁反町会館)—

#### ⑧耐震診断に関する出前授業の実施

建築士が学校を訪問して耐震診断に関する学習を指導しています。

##### ○これまでの実績

- ・平成20年度：秋田工業高等学校
- ・平成21年度：秋田建築デザイン専門学校、秋田工業高等学校
- ・平成24年度：秋田工業高等学校
- ・平成26年度：秋田工業高等学校

#### ⑨防災教育チャレンジプラン

地域や学校での防災教育を推進する活動を行っています。

##### ○これまでの実績

- ・平成19年度：秋田工業高等専門学校

#### ⑩木造住宅耐震診断士技術講習会の実施

耐震診断技術者を対象とした診断業務の検証および診断・改修技術力向上のための講習会を開催しています。

##### ○これまでの実績

- ・平成21年度：1回（一般診断法による耐震診断）
- ・平成22年度：1回（一般診断法による耐震診断）
- ・平成23年度：1回（一般診断法による耐震診断（東日本大震災の学校施設等被害に関する講演会と同時開催））
- ・平成24年度：1回（耐震リフォームの申請・計画・施工時のポイント）
- ・平成25年度：1回（地盤調査結果の見方と利用法、地盤と液状化）



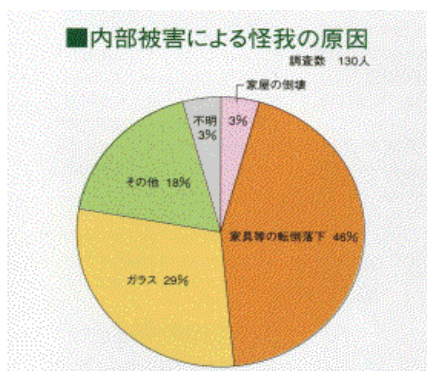


## (6) 家具等の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになり、逃げ遅れる等、自宅内で死傷していることから、平常時から室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、非常に重要です。

本市は、軟弱層が厚い地域が多く、建築物等が無事でも、地震における建築物の揺れが大きくなると想定されます。

また、マンションのような高層建築物の上層階でも、地震における揺れは大きくなると想定され、家具等（タンス・食器棚・書棚・テレビ等）の転倒防止対策など、身近な安全対策は、重要な課題です。



日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より

### ①パンフレットの配布

「あなたの住宅 地震がきたら大丈夫」（秋田県）や「地震 日ごろから災害に備えよう！」（総務省）を相談窓口や建築関係団体とのイベント等で配布し、啓発しています。



秋田県「あなたの住宅 地震がきたら大丈夫」



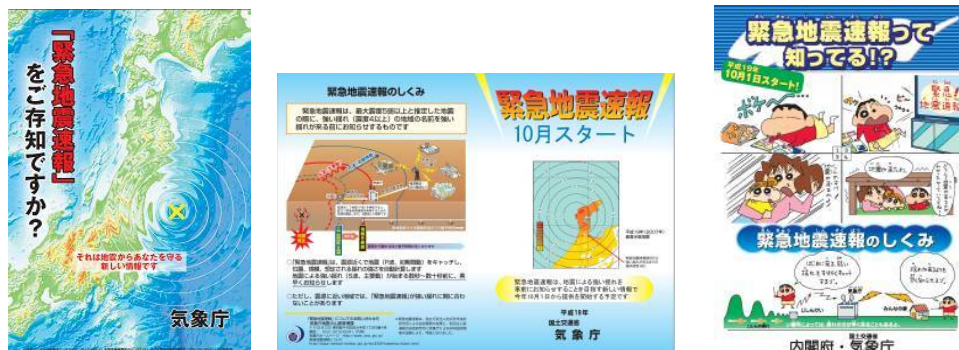
総務省「地震 日ごろから災害に備えよう！」

### ②ホームページでの情報提供

ホームページの「家族を守るため、まずこれだけは！」で、家具の転倒防止用の金具等は、ホームセンター等で安価に入手でき、ご自身での設置ができることを啓発し、普及を促進しています。

### ③緊急地震速報についての啓発

気象庁が作成したパンフレットやホームページの「緊急地震速報」（平成19年10月実施）を紹介し、あわてず落ち着いて行動し、大きな家具等から離れ、丈夫な机の下などに隠れることを啓発しています。



気象庁 緊急地震速報パンフレット

### ④防災学習会を通じての啓発

自主防災組織と連携した防災学習会で、家具の転倒防止用の金具等を紹介し、実際に家具等への設置の仕方を啓発し、普及を促進しています。

## (7) 町内会等との連携策・取組支援策

個々の住宅の耐震化が進んだとしても、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災してしまうことが考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等で地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などのいざという時に効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取組にも効果があります。

本市では、こうした地域の取組が行われるよう啓発し、その活動を積極的に支援する自主防災組織※の整備に努めることとし、自主防災組織と連携した防災学習会（出前講座）では、簡易耐震診断表や地震防災マップ等を用いて耐震改修の必要性を啓発しています。

また、高齢者や障がい者など要援護者の避難支援を的確に行うため、地域の支援体制の確立を目的にした「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を平成22年3月に策定しました。

このプランを進めるに当たっては、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、「自助」として、住まいの耐震化や家具の転倒防止など、日頃からできる地震防災への備えの重要性を周知しています。

#### ※自主防災組織

家庭における日頃の備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人たちと協力しあい、地域の防災活動を効果的に行うための組織。本市では、主に町内会が中心となって結成されており、平成27年3月末現在で732の組織があります。

## 6. 耐震改修促進法および建築基準法による指導方針

### (1) 耐震改修促進法による指導等の実施

特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり、利用者が地震による倒壊等により危害を被ることのないよう、地震に対する安全性を確保する社会的責任があると考えられる建築物であることから、特に耐震化を図る必要があります。そのため、必要な場合には、耐震改修促進法第2条第3項に規定する所管行政庁である本市は、特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導および助言、さらには同条第2項の規定に基づく指示を行います。

### (2) 耐震改修促進法による指導等の実施方法

本市は、既存建築物対策を的確に進めるため、特定建築物の台帳を整備し、実態を把握します。また、指導等を実施した場合には、履歴を記録します。

特定建築物の耐震診断および耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断および耐震改修について指導および助言を行います。指導および助言を行う対象建築物の選定にあたっては、不特定多数の者が利用する施設等、被災時の影響が大きいことを勘案して実施します。

さらに、耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、必要な指示を行うこととし、その際は、当該特定建築物の設計および施工に係る事項のうち、地震に対する安全性に係るものならびに耐震診断および耐震改修の状況について報告を求めます。

また、必要に応じ、特定建築物の敷地又は特定建築物の現場に立ち入り、特定建築物ならびに特定建築物の敷地、建築設備、建築材料および設計図書その他の関係書類を検査します。

### (3) 耐震改修促進法による公表

耐震改修促進法に基づく指示に従わず、必要な耐震診断および耐震改修が行われていない場合には、その利用者や周辺の住民に対し、その危険性を明らかにする必要があります。また、そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、その旨を本市のホームページ等で公表します。

なお、耐震改修促進法附則第3条第1項の「要緊急安全確認大規模建築物」、および同法第5条第3項第1号に基づき県促進計画で指定された「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」の耐震診断の結果の報告内容については、今後、本市のホームページにおいて公表します。

#### (4) 建築基準法による勧告・是正命令

耐震改修促進法に基づく指示に従わず、また公表を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、損傷・腐食・その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告・命令を行います。

#### (5) 危険なブロック塀等の対策

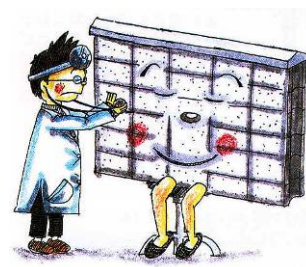
地震による被害の教訓として、新潟県中越地震では、敷地の崩壊などにより危険となった住宅が多くみられ、福岡県西方沖地震や大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められています。

本市では、小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に対し、補助制度を設け、安全確保に関する取組を行います。この補助制度の対象となる通学路は、「秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領」により定められた小学校の通学路とします。

また、小学校の通学路沿いにおけるコンクリートブロック塀等で、危険性のあるものについては、関連部局と連携を図りながら、所有者等に対して除却・改修等の指導を行います。



—新潟県中越地震によるブロック塀の倒壊—



(社)日本建築学会  
「あんしんなブロック塀をめざして」より

## (6) 建築物の非構造部材等の落下物

地震時における建築物の窓ガラスの飛散、大規模空間を有する建築物の天井落下、外装タイルの剥落、広告看板等の工作物の破損落下による被害を防止するため、被害発生のおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者に必要な対策を行うよう指導しています。今後も定期的に防災査察を実施する等、改善指導を行います。

特に、平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しました。この被害を受け、天井の脱落対策に係る新たな基準（建築物における天井脱落対策に係る技術基準）が定められました。

市所有建築物においては、これら天井の耐震化が早期に図られるように努めます。

## (7) 建築基準法による定期報告の活用

### ①建築物等の定期報告

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告を活用し、特定建築物の所有者に対し、耐震診断および耐震改修の重要性を啓発し、定期報告の機会に指導および助言を行っています。

建築基準法の改正により、平成28年6月からこの定期報告の必要な建築物の対象が大幅に拡大し、本市では、より多くの特定建築物の耐震化状況の把握が可能になります。

また、所有・管理者としても、法令に基づく体系的な調査を実施することにより、耐震化を含む建築物等の適切な維持保全に関する意識の向上が期待できます。

### ②エレベーター内の閉じ込め等防止対策

近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事例が発生しており、平成21年9月の建築基準法の改正により、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、エスカレーターおよびエレベーターの脱落防止装置について、平成26年4月に建築基準法施行令の一部が改正されています。

市内の建築物のエレベーターやエスカレーターの大部分は、旧基準により設置されていることから、それらが設置されている建築物の所有者・管理者に対し、定期報告の機会を捉えて、地震時のリスクを周知し、安全性の確保を図るよう指導および助言を行います。



## 7. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### (1) 耐震改修促進協議会の設置

建築関係団体等との連携を図り、本市促進計画の目標を達成するための施策および取り組みに関する情報交換等の場として、建築関係団体・建築関係教育機関・行政機関で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会」を平成20年5月に設置し、住宅・建築物の耐震化を推進しています。

設立以後は、概ね年1回の総会と、事業の検証と検討を目的としたワーキンググループ（官・産）検討会を年数回実施しています。

会員 一般社団法人 秋田県建築士事務所協会 中央支部  
秋田中央建築士会  
一般社団法人 日本建築家協会 東北支部 秋田地域会  
一般社団法人 秋田市建設業協会 建築部会  
協同組合 あきた安心リフォーム協議会  
秋田市地質調査業協会  
公立大学法人 秋田県立大学 システム科学技術学部  
独立行政法人 国立高等専門学校機構 秋田工業高等専門学校  
環境都市工学科  
秋田県立秋田工業高等学校 建築科  
学校法人 峰本学園 秋田建築デザイン専門学校  
一般財団法人 秋田県建築住宅センター  
一般財団法人 秋田市総合振興公社 住宅事業部  
秋田市都市整備部

### (2) 庁内連絡会議の設置

市促進計画の策定に係る必要事項について、庁内の連絡体制を構築し、関係課所室の協力を得て、耐震改修促進計画を策定することを目的とする「秋田市耐震改修促進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を平成19年8月に設置しました。

本計画は、この連絡会議での検討を経て策定しており、その後は、本市の所有する建築物の耐震化を図るための協議・連絡調整を行っています。

### (3) その他

#### ① 応急危険度判定士の受入れ環境の整備

地震により建築物が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、市防災計画および秋田市被災建築物応急危険度判定要綱（平成24年3月15日市長決裁）に基づき判定実施本部を設置し、秋田県判定支援本部

に対し、不足する応急危険度判定士等の支援要請や受入れのために必要な措置を講じます。

※被災建築物応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

②進捗状況の検証等

市促進計画は、必要に応じて進捗状況を検証し、変更します。

また、本市促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めます。

(平成19年12月14日 策定)

(平成23年 3月24日 改定)

(平成28年 3月24日 改定)

(平成31年 4月16日 一部改定)